

第3回 適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期） 議事概要

- 日 時：令和4年3月29日（火） 16:00～18:15
- 場 所：中央合同庁舎2号館 共用3会議室A・B
- 出席者：（五十音順、敬称略）遠藤和義、大串葉子、大森文彦（Web）、小澤一雅、蟹澤宏剛（Web）、木下誠也、西野佐弥香

○建設業関係団体からの意見聴取

（1）日本建設業連合会（日建連）

（土木）

- ・1億円未満の2現場兼任は、民間工事ではあり得るので賛成。今後は金額要件をさらに拡大する方向で検討してほしい。
- ・音声・映像は日常からツールを使用して管理している。
- ・兼任可能な範囲を限定することには賛同しないが、一日に巡回可能というところかなり広範囲なので問題ない。
- ・補助連絡員はいずれのツールを使用したとしても必須と考える。
- ・現場の連絡体制が整備されていれば、下請次数の制約は必要ない。
- ・CCUSにより作業員の出勤状況を把握することは施工管理上、大変有用。普及促進のためにもよい。
- ・大型の公共工事に付随する地方自治体発注工事の兼務を認めていただきたい。
- ・会社で営業所をサポートする体制が整っており、営業所の専任技術者が監理技術者を兼務することは問題ない。
- ・技術検定の受検資格について要件緩和はありがたい。3年の実務期間は必要。
- ・設計とかプレキャスト製品の製作業務についても実務経験として認定してほしい。
- ・下請の技能労働者に対しては、実務経験のみの資格要件の緩和を検討してほしい。下請業者への調査では、主任技術者資格に適正と考える実務経験年数は7年程度との意見が多い。

（建築）

- ・全般論としては異論なしを含め8~9割の社は非常にありがたいとの認識。
- ・ウェアラブルカメラが望ましいが、一部固定カメラでもよいとの意見あり。
- ・一日で巡回（可能な）範囲という考えについて賛同。
- ・連絡要員は緊急事態の場合の連絡なので特段の資格は必要ない。
- ・下請次数3次以内について、この金額ベースの場合はそもそも多層下請にならない。
- ・CCUSの管理ツールは日常的に使っていくもので推進してもらいたい。
- ・大型の公共工事に付随する地方自治体発注の1億円未満の改築工事の兼務は問題無いと考える。
- ・営業所専任技術者の兼任についてもありがたい。
- ・技術検定受検年齢の引き下げは在学中から挑戦できる学生のモチベーション向上や、早期に公的な資格が取れるということで個人のモチベーション向上にもなり、会社にとってもプラスになる。

(2) 全国建設業協会（全建）

(宮城県協)

- ・東北では技術者関係の専門の学部や高校、若い人たちが年々減っており、20年後には3割減ってしまう。求人数の半分しか入職しておらず、離職率も高い。技術者の育成が大きな課題。
- ・インフラの維持管理も含めて、全体的な技術者減少に対応するため、制度の見直し、資格制度の見直しをお願いしたい。
- ・専門外からの入職者は10年で資格取得となり、その間に断念して辞めていく人もいるので、技術者になれる希望を持てるような仕組み作りがほしい。
- ・CCUSの浸透のため、CCUSに限定すべき。

(群馬県協)

- ・監理技術者の兼任可能な条件として金額以外の縛りの検討が必要であり、安全管理面を考慮することが優先事項。
- ・中小建設業の施工能力をはかる基準は育ててきた技術者の数であり、人材確保・育成に頑張ってきた企業とそうでない企業が同じ結果となることは避けてほしい。
- ・遠隔で確認できることは必要で大事だが、あくまでも補助手段。
- ・作業員に対する小まめな声かけなどを考えると、兼務はかなり厳しい。技術者数の確保は厳しいが、経営者よりも技術者の立場で考えることが大切。
- ・業務の簡素化も限界があるので、金額よりも現場の近くでの同一工種の工事は兼務できるなど、単一の管理作業も多岐にわたらない工種に限定してもらいたい。（舗装や杭打ちの工事や、橋梁の修繕工事、築堤の盛り土など）
- ・技士補との関係が曖昧なので、連絡員の定義が必要。
- ・CCUSは必要条件だが、遠隔で確認できることが全てではない。
- ・監理技術者が2現場持つより、営業所の専任技術者が1件ぐらいの工事を持つ方がよい。
- ・営業所の専任技術者はあまり仕事がない。
- ・技術検定の受検資格において、専門学科出身のインセンティブは必要。専門学科に行く人が少なくなると専門学科もなくなる。学問として学校の専門学科で技術を学ぶことは非常に大事。

(岡山県協)

- ・土木1億円に対して建築1.5億円はバランスが悪い。建築工事は設備比率が高いものがあり、小ぶりの工事でも1.5億円を超えるので、建築は最低でも2億円は必要。
- ・巡回可能な範囲については、DX推進のため、少し広めの範囲を検討してほしい。
- ・技術検定受検資格の実務経験は大事で、緩めてばかりでは施工上、品質上の問題も出てくる。
- ・指定学科以外の実務経験が現状は少し長く、印象的にはほぼ同じ条件でも問題ない。
- ・効率化の推進やDXの活用など諸制度の見直しが必要だが、緩めすぎるともともと大切なものがおろそかになるので、そのバランスが大事。技術者の働き方改善にブレーキがかからないよう見直しをしてほしい。
- ・1級の資格要件について、年齢よりも実務経験が大切であり、安易に短くすることは現場の品質管理や安全管理の低下につながるのでは。

(3) 住宅生産団体連合会（住団連）

- ・規格化住宅の場合、請負金額1億5000万円程度の物件は、主任技術者の配置となるのですでに兼務可能。DXを進めて、施工管理の効率化を進める新制度としては3階建、1000㎡程度となる3億円程度が妥当。
- ・実態のヒアリング結果から3億円なら2現場の兼務が可能。材質や工法等によって異なるが、共同住宅で1000㎡までは兼務可能と考える。
- ・その他と建築一式工事の金額比率は1対2なので、少なくとも2億円とすべき。
- ・スマートフォン等によって送受信可能なのでウェアラブルカメラに限る必要はない
- ・一日に巡回可能な範囲については移動時間で検討できないか。
- ・連絡要員に関しては、すぐに駆けつけるような体制がとられていれば、現場に連絡要員が常駐する必要はない。
- ・各社で様々なシステムを使用しているが、CCUSに値する真正性については各社で登録の際に確認し、資格情報等の個人情報管理されていると認識。
- ・営業所専任技術者の業務は技術的な観点からの契約内容の確認、バックアップ・サポートであり、テレワークも認められているので、一日に巡回可能な範囲としての制限は不要。
- ・技術検定の受検資格について、検定合格前の実務経験も有効な経験。
- ・監理技術者の指導下での実務経験ではなく、従前と同じ内容を認めてほしい。
- ・リフォーム等の場合、2級でいろいろな資格を取るに当たって、3年の積み重ねは厳しい。

(4) 日本電設工業協会（電設協）

- ・1億円未満の2現場について、工事請負金額には、機器費や材料費が大半を占めるので、これらを除外した労務費相当額で判断するか、請負金額の上限をアップしてほしい。
- ・金額については、機器・材料費の影響が大きく、一概にいくらかは言えないので、機器が多い場合は1億円を2億円にするなど中身で判断してほしい。
- ・遠隔での管理が可能な状況では、各現場が一日に巡回可能な範囲として距離とか時間の設定は不要。ただし、通信機器が活用できない現場は距離、時間等を制限する必要がある。
- ・すでにタブレットやスマートフォンで現場内の事務所と作業現場をつなぎ、作業指示や不明点の確認を映像・カメラ・音声で行っており、下請業者の職長や現場担当者との連絡体制はできている。
- ・監理技術者の職務上、下請回数制限は必要ない。ICTの導入とかCCUS等の利用により、指示伝達、作業員の状況把握、施工体制といったものを確実に管理できるので、下請回数の制限は不要。少なくとも、ゼネコンの下に入る場合やメーカーが入る場合は軽減措置を設けてほしい。
- ・設備系工事会社は、特別高圧受変電設備、発電機工事、入出退管理、自動火災報知設備、放送、中央監視設備、消火栓、スプリンクラー等の専門メーカー工事がある場合は、3次に収まらないことがある。
- ・短工期の現場とか一定規模を超える現場は、どうしても工事量に応じた3次以降を含めた動員計画が必要な場合がある。

○その他

- 人材育成の観点から実務経験が大事であるという人と、入口から資格が大事という人もいて意見がばらついている。1級建築士は後者に舵をきったが、ぶれがないルールが必要。
- 検討会としては、入り口である受検機会は早く得られるようにし、実務経験だけで資格を出すことについてはできるだけ減らし、知識と経験の両方で資格を与える方向で全体を見直していくよう検討してきた。
- ITの活用に関する具体的な要件の議論が必要であり、議論のためには、もう一度監理技術者が何をするかということに立ち返ってどういうIT技術がそれを補助してくれてどう有効かということを考える作業が必要。
- IT活用による専任要件緩和といった合理化と、資格や技術者をしっかりと位置づけ、ステータスを上げることによる担い手確保といった、2つの方向を区別して議論進める必要がある。
- 規制緩和でダンピングや不適格業者が増えることにならないよう、しっかりした技術者がいる会社が評価される制度とする必要がある。
- 住宅業界とゼネコン業界の温度差がある。個人住宅が建設業法の規制をほとんど受けないので、担い手確保の当事者意識がゼネコンと違う。
- IT技術の導入により監理技術者の兼任が認められる場合において、責任の分担の明確化という意味でも、例えばどのようなデータセットを用意していれば兼任可能で連絡要員でも足りるといった、もう少し踏み込んだ議論が必要では。
- 監理技術者が多忙で魅力のない資格とならないよう、請負者にも発注者にも技術者にもメリットのある仕組みが必要では。
- 法的に許容される場合でも業務遂行が難しいと判断すれば兼務としないという意見があった一方で、法が許す限り兼務とするというケースも実際には組織によってあり得る。
- 住宅業界など、元請が現場にいない工事が多いという業態もあり、施工の品質確保における元請の役割についての議論が前提としてあるのではないか。
- 多くの現場ではなく、目前の仕事を確実にやりたいというのが技術者である。一方で効率よくまわりたいのが経営者であり、それにどうこたえるかが問題である。発注者から見れば、効率性を上げて安くいいものが手に入るのであればいいことなのかもしれないが、安かろう悪かろうということにならないよう引き続き議論していきたい。

以上